

令和8年5月26日

保護者様

改訂版(5月29日より実施)

【臨時休業措置の基準】ア
の下線部追加

大阪市立都島小学校
校長 北浦 正美

非常変災時にとる「臨時休業」などの措置について

標題について、本市教育委員会から非常変災時の対応を変更する旨の通知がまいりましたので、本校も非常変災時の「臨時休業」等の措置を下記のように変更いたします。

- 1 午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻（8時30分）までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、**臨時休業措置**とする。

【臨時休業措置の基準】

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。（河川氾濫に係る警報等は、市町村ごとではなく、指定された河川ごとに発表されるので従来どおり「イ」の措置基準に準じる）

イ 本校が所在する都島区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。

※ 河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）

○おおさか防災ネット（メール登録もできます）

○大阪市危機管理室 ×

○LINE 大阪市公式アカウント

○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

- 2 学校の始業時刻（8:30）以降に、上記の休業措置の基準に該当する災害が発生した場合は、校区内、通学路の安全を確認した上で、原則として、**児童を保護者に直接引き渡し下校**させる。

【登校中、登校後に自然災害発生時の本校の対応】

- 児童の命・安全を第一に、登校した児童を帰らせることなく学校で待機させる。
- 登校が確認できていない児童については、保護者と連絡をとり安全確認を行う。
- 登校した児童については、**保護者等に本校まで迎えに来てもらい直接引き渡し下校させる**。なお、被害の状況が極めて軽微である場合などに、家の鍵は持っているか、家に誰か大人がいるかなど、児童一人一人の安全確認を行ってから、教職員による引率のもとで下校等をさせる場合がある。
- **安全が確認されない場合は学校で預かる**。「いきいき」事業は「休み」になるので、学校は保護者と連絡がとれるまで当該の児童の看護を行うが早急な迎えをお願いします。
- 下校時刻については、給食実施の可否も検討して決定する。

□ 登下校中に災害等が発生した場合、どこに避難するか等、家族で確認ください。

□ 地震と台風では対応が異なる場合があります。対応内容は、学校の玄関への掲示や、学校ホームページ、一斉メールでもお知らせします。
仕事などで携帯電話をとったり、メールを見たりするのが難しい方もおられるとは存じますが、できる限り早めの対応をお願いします。

□ **下校を早めたりすることがあります**。いつでも学校から連絡がとれるよう、お子様にも、連絡先をはっきり知らせておいてください。